

「中学生の主張 東京都大会」Q&A

【作品について】

Q1：学校内や区市町村で作文大会等を実施した場合、その作品は未発表作品に含まれるのですか？

A：未発表作品として扱います。

Q2：小学校の時に執筆した作品は応募できますか？

A：未発表であれば御応募いただけます。

Q3：学校を通さずに個人での応募ができますか？

A：できますが、できるだけ学校推薦制度のご利用をお願いします。個人の応募についても、応募後の事務的な連絡は学校を通します。そのため、学校名・連絡先・担当の先生の名前を作文の裏面に明記して提出するようお願いします。

Q4：手書きの以外の作品も応募できますか？

A：原則、手書き作品の提出をお願いしています。ただし、やむを得ない理由で手書きをすることが困難な場合は、手書き以外の作品も受け付けます。

【応募について】

Q5：原稿用紙2枚程度の作品も応募可能ですか？

A：可能です。（東京都代表選考会の対象は4枚程度が必要になります。）

Q6：4枚程度と2枚程度の作品が混在していますが応募可能ですか？

A：可能です。（東京都代表選考会の対象は4枚程度が必要になります。）

Q7：応募は複写でも可能ですか？

A：可能です。ただし、受賞した際、原本の提出をお願いする場合があります。

Q8：平成29年7月20日と9月11日に分けて応募することは可能ですか？

A：可能です。（ただし、事前連絡のうえ、応募者名簿と総括票をそれぞれに作成してください。）

Q9：学校内や区市町村で予選会を実施した場合、予選参加作品は応募作品に含めるのですか？

A：予選に参加した全ての作品を応募作品として作品数に加えてください。

【選定作品について】

Q10：10%程度の選定は必須ですか？ 全作品の送付は不可ですか？

A：全作品を送付していただいても構いませんが、できるだけ選定をお願いします。ただし、全作品を送付する場合でも、10%程度の選出作品が分かるように別に綴じて送付をお願いします。

Q11：応募作品が少数なのですが、10%程度の選定は必須ですか？

A：全作品を送付していただいて構いません。

Q12：10%程度の端数はどのように扱うのですか？

A：概ねの計算で結構です。数名の前後は学校にお任せします。

Q13：10%の計算は学年ごとですか、全学年ですか？

A：基本は全学年ですが、学校の事情により学年ごとでも可能です。

【推薦作品】

Q14：推薦作品は、10%の選定作品に含めるのですか？

A：含めます。選定作品のうち、15パーセント（端数切捨て）を推薦作品としてください。

Q15：推薦作品について、生徒の実態を踏まえた教育的配慮や学校での教育活動の支援とは何ですか？

A：作品の優劣だけでなく、生徒それぞれの事情を考慮していただくことができます。

Q16：選定作品数の15%の計算で該当作品がなくなってしまうますが、どうすれば良いですか？

A：推薦作品数は0となります。

Q17：選定のための15%の計算は学年ごとですか学校全体ですか？

A：どちらでも結構です。

【作品の送付・返却について】

Q18：選定作品該当者名簿には、応募生徒全員の名前を記入しますか？

A：該当する生徒のみで結構です。

Q19：交換便で送付しても構いませんか？

A：交換便でも郵便でも構いません。

Q20：作品の返却は可能ですか？

A：作品は開催要領に記載する手続方法で返却します。

Q21：郵送等での返却はしてもらえますか？

A：開催要領に記載のとおり都庁で直接の返却になります。